

条例における「賭博や風俗営業を連想させる介護保険サービスに対する規制」の解釈について

1 規制の趣旨・目的

介護保険法第1条に規定される「入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練等を要する者が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な給付を行う」という介護保険の趣旨・目的を達成するため、介護保険法第74条第2項の規定に基づき定めた本県の「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例」を改正し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号以下、「風営法」という。）に規定される遊技と同種の遊技（遊技に使用する設備、備品、遊技の方法は同等だが営利目的ではないもの）を提供する事業所等に係る設備及び運営等の基準を設けるとともに、風営法に規定されている風俗営業を連想させる外観等を規制する。

※ 事業所等とは、通所介護（デイサービス）等の居宅サービス事業所及び介護老人福祉施設等の施設を指す。

2 改正内容等

(1) 対象とするサービス

今回、条例改正により追加した基準を適用する介護保険サービスは、居宅サービスの中の通所介護及び介護予防サービスの中の旧介護予防通所介護が中心になると考えられるが、機能訓練やリハビリテーションが提供される入所施設等のサービスについても、機能訓練やリハビリテーション、レクリエーションの名目で、風営法に規定される遊技と同種の遊技が行われる可能性があるため対象とする。

<p>① 条例第17条 基準該当居宅サービス及び指定居宅サービスの事業の基準 通所介護（デイサービス）などの居宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none">○通所介護及び基準該当通所介護○通所リハビリテーション○短期入所生活介護及び基準該当短期入所生活介護○短期入所療養介護○特定施設入居者生活介護
<p>② 条例第18条 基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の基準 介護予防通所介護（デイサービス）などの介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none">○介護予防通所リハビリテーション○介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護○介護予防短期入所療養介護○介護予防特定施設入居者生活介護○旧介護予防通所介護及び旧基準該当介護予防通所介護
<p>③ 条例第21条 指定介護老人福祉施設の基準 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）におけるサービス</p>
<p>④ 条例第22条 介護老人保健施設の基準 介護老人保健施設におけるサービス</p>

(2) 規制内容

第 17 条第 9 項※ 事業を行う者は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない。

※ 第 18 条第 9 項、第 21 条第 8 項、第 22 条第 8 項も同様の条文を規定

(規制の目的)

制限対象とする遊技（後述の用語説明参照）が、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供されることで、射幸心をそそり遊技への依存性を強くするとともに、介護保険法第 1 条に規定される入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練等のサービスが十分提供されなくなることを防止するため、遊技に充てる時間を規制する。

(解説)

① 通所介護や通所リハビリテーションなどの通所サービスの場合は、遊技を「利用時において相当と認められる程度を超えて」提供することを規制する。

「利用時において相当と認められる程度を超えて」とは、遊技に充てる時間が利用時間の半分程度を超える場合をいい、「利用時」とは居宅サービス計画（ケアプラン）の記載に関わらず、実際の利用時間をいう。

② 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設におけるサービスや、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護といった、時間ではなく日単位でサービスが提供される場合は、遊技を「日常生活を逸脱して」提供することを規制する。

「日常生活を逸脱して」とは、遊技に充てる時間が、機能訓練やリハビリテーション、レクリエーションの合計時間の半分程度を超える場合をいう。

〔用語説明〕

① 「機能訓練」

運動療法など、機能の改善・減退防止を目的とする訓練をいう。

② 「リハビリテーション」

医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士など専門職員の立ち合いのもとに行う機能の維持、回復を目的とする訓練をいう。

③ 「その他必要なサービス」

レクリエーション、休養、気分転換などを目的としたサービスいう。

④ 「利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技」

風営法第 2 条第 1 項に規定する遊技と同種のもの（営利目的でないもの）

〈風営法第 2 条第 1 項に規定する遊技と同種のもの（営利目的でないもの）〉

第 7 号に関連する遊技 麻雀、パチンコ、その他設備（射的、輪投げ、スマートボールなど）を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技

第 8 号に関連する遊技 本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができる次の遊技設備で行う遊技

一 スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備

二 テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）

三 フリッパーゲーム機

四 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）

五 ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

第 17 条第 10 項※ 事業を行う者は、利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨（通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。）を、利用者に提供し、又は使用させてはならない。

※ 第 18 条第 10 項、第 21 条第 9 項、第 22 条第 9 項も同様の条文を規定（規制の目的）

繰り返し遊技を行うことを助長するような疑似通貨は、利用者の射幸心をそそることや遊技への依存性を強くすることに繋がるおそれがあるため、利用者に提供し、又は使用させることを規制する。

なお、利用者の射幸心をそそることや遊技への依存性を強くするおそれのない疑似通貨は、利用者に提供し、又は使用させることを規制しない。

（解説）

① 疑似通貨には、景品などとの交換手段としての機能を有するものであれば、紙幣や硬貨を模したもののだけでなく、麻雀で使用する点棒、遊技に使用するチップ、ポイントが記録されたカードなども含む。

② 「利用者の射幸心をそそるおそれのある疑似通貨」とは、偶然の利益を労せずを得たいといった心理をあおることをいい、そのような心理をあおる遊技の結果によって、景品表示法による制限（1 日当たり介護サービス利用料個人負担額の 2 / 1 0）を超える程度の金額の景品や食事券などを獲得できるルールにより運用されるものをいう。

（参考）不当景品類及び不当表示防止法では、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引価額の 2 / 1 0 の金額（当該金額が 200 円未満の場合は 200 円）の範囲内とされている。

③ 「遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨」とは、遊技を繰り返して行わずにはいられないと思うようになることをいい、専ら遊技を通じて授受されることにより遊技を反復して行いたいという思いをあおるものをいう。

④ 規制対象としない疑似通貨とは、疑似通貨がリハビリテーションの一環として

実施する施設の花壇の水やりや草引きの手伝いなど、遊技以外の手段でも獲得でき、また、機能訓練やリハビリプログラムに参加する際に利用するなど、疑似通貨の獲得及び利用が遊技に限定されず、疑似通貨を用いる目的をリハビリ効果や自立度を高めることとしており、そのことが、当該事業所の運営規程や事業計画書等で確認できるものをいう。

第17条第11項※ 事業を行う者は、居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容（当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容）を超えた不要なサービスを提供してはならない。

※ 第18条第11項も同様の条文を規定

（規制の目的）

介護保険サービスの過剰な提供・利用を防止するため、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられた回数、時間その他の内容（サービス提供を実施する期間）を超える不要なサービスの提供を規制する。

（解説）

- ① 居宅サービス計画に記載された回数、時間等を超える場合であっても、冠婚葬祭や子どもの学校行事など介護を行っている家族にとって重要な行事への出席、家族の病気や事故で介護できなくなった場合など、やむを得ないと認められる場合は、「不要なサービス」としない。
- ② 「（当該計画が作成されていない場合）」とは、要介護認定等を申請して、認定前に、暫定介護サービス計画に基づきサービス提供を受ける場合をいう。

第17条第12項※ 事業を行う者は、当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業（風営法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）を連想させるものとしてはならない。

※ 第18条第12項、第21条第10項、第22条第10項も同様の条文を規定

（規制の目的）

事業所等の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は事業所等の運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとした場合、利用者の射幸心をそそり遊技への依存性を強くすることにつながるおそれがあるとともに、低照度等での運営は介護サービスの提供に支障を来すおそれがあるため、規制する。

（解説）

- ① 「外観」で賭博又は風俗営業を連想させるものとは、外側から見た事業所等の様子であって、看板や幟、垂れ幕、電光掲示板、ネオンサインなどにより、賭博又は風俗営業を連想させるものと社会通念上認められるものをいう。

※ 直接「カジノ」等の文言を用いたもの、遊技を助長するような文言を用いたもの

② 「内装」で賭博又は風俗営業を連想させるものとは、室内の壁に貼付されたビラ、ポスター、写真や壁紙などにより、賭博又は風俗営業を連想させるものと社会通念上認められるものをいう。

※ 直接「カジノ」等の文言や遊技を助長するような文言を用いたビラ、外国のカジノの写真、カジノ設備の模様を印刷した壁紙など

③ 「設備若しくは備品若しくはこれらの配置」で賭博又は風俗営業を連想させるものについて、設備、備品とは、「疑似通貨」の交換カウンター、ミラーボールなど、賭博又は風俗営業を連想させるものと社会通念上認められるもので、施設に据え付けられたものを設備、移動可能なものを備品とする。

※ 通常、風俗営業施設でのみ使用するようなもの

また、賭博又は風俗営業を連想させる設備若しくは備品の配置とは、麻雀卓やパチンコ台等を多数配置（利用定員との適度なバランスを欠くような場合）することにより、賭博又は風俗営業を行う施設を連想させるものと社会通念上認められるものをいう。

なお、基準上必要な静養室、相談室等のほか、食事を提供できるスペースを別途確保しておく必要がある。

④ 「事業所等の運営」で賭博又は風俗営業を連想させるものとは、上記のほか、事業所等の運営方法、実態が、賭博又は風俗営業を連想させるものと社会通念上認められるものをいう。

※ 職員の衣装、利用者に対する応対（利用者に遊技への参加を促すこと等）など

⑤ 賭博又は風俗営業を連想させる可能性があるため当規定に抵触するか審査が必要な場合、審査の参考とするため、事業者からその意図、考え等を聴取する。

第17条第13項※ 事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはない。

※ 第18条第13項、第21条第11項、第22条第11項も同様の条文を規定（規制の目的）

事業所等の名称及び広告の内容を、賭博又は風俗営業を連想させるものとした場合、介護を目的とした事業所等ではなく遊技のための事業所等であると、県民の誤解を招くおそれがあるため、目的や趣旨を適切に表さない事業所等の名称や広告の内容について規制を行う。

（解説）

① 「名称」は、「カジノ・デイサービス」など、明らかに賭博又は風俗営業を連想させるものは規制対象とする。

「ラスベガス」「マカオ」「モンテカルロ」などカジノで有名な地名や外国においてカジノ施設を設けているホテル等の施設名は、単なる地名や施設名でもあるため、一概に規制対象とするものではないが、事業所等が提供する遊技の内容等を総合的に勘案して、賭博又は風俗営業を連想させるものと社会通念上認められる場合は、規制対象とする。

② 「広告の内容」については、広告に用いる文言、映像、写真、音声等が、賭博又は風俗営業を連想させるものと社会通念上認められるものを規制する。

※ 遊技を助長するような文言、カジノ施設の映像など